

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

倉敷市

2 構造改革特別区域の名称

「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

倉敷市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 「ひと、輝くまち 倉敷。」構想に基づき21世紀の都市形成を進める倉敷市

倉敷市は、人口442千人で、岡山県の南部に位置し、瀬戸内海に面しているため気候は温暖である。倉敷地区、水島地区、児島地区、玉島地区の4地区からなり、美観地区等の観光業、水島工業地帯の製造業、児島地区の繊維産業、玉島地区の木芸等が盛んである。平成14年度から中核市に移行した。本市には、市立幼稚園51園、市立小学校54校、市立中学校23校、市立高等学校6校があり、学校教育に対する市民の関心は非常に高い。

本市は子どもからお年寄りまで、みんなが元気で生き生きと暮らせるまち「ひと、輝くまち 倉敷。」の実現を目指して「拠点都市」、「国際文化都市」、「福祉文化都市」の構想を掲げ、中核都市としての発展、市民生活の向上に努めてきている。

恵まれた自然環境や先進的・国際的な精神に支えられた歴史、芸術、文化などの資源を有し、全国レベルの観光地としても有名であり、数多くの外国人観光客も訪れている。世界に4つの姉妹都市を持ち、小・中学校の児童生徒を含め活発な国際交流が行われている。

平成16年に「国際文化都市」構想を策定し、次世代を担い国際人として倉敷市に貢献する人材の育成に努めてきている。

(2) 急速に国際化が進展する倉敷市

倉敷市には、現在4,665人の外国人が在住しており、外国から毎年約15,000人の観光客が訪れている。平成15年度には、11カ国175人の外国人が本市長を表敬訪問するとともに、市内の小学校7校、中学校8校、高等学校3校を視察訪問している。また、倉敷市は次の4都市と姉妹都市提携をしている。

・サンクトペルテン市（オーストリア） 昭和32年姉妹都市提携

- ・カンザスシティー市（アメリカ） 昭和47年姉妹都市提携
- ・クライストチャーチ市（ニュージーランド）昭和48年姉妹都市提携
- ・鎮江市（中国） 平成9年姉妹都市提携

特に、クライストチャーチ市からは、毎年「クライストチャーチ市学生親善使節」として本市の中学生16人がクライストチャーチ市を訪れたり、クライストチャーチ市の学生が本市の小学校を訪れ交流を深めたりしている。また、市立小・中学校には現在123人（小82人，中41人）の外国人の児童生徒，50人（小47人，中3人）の帰国児童生徒が在籍している。このように、学校においても国際化が着実に進展してきている。

（3）小学校における英語教育を推進する倉敷市

倉敷市では、従来から市単独事業として英語指導助手を22名雇用し中学校に配置し、英語教育の充実に努めてきた。平成14年度からは、小学校にも英語指導助手を派遣し小学校英語活動に着手した。翌平成15年度には英語指導助手6名を小学校英語活動専任として配置し、すべての市立小学校（54校）において英語活動を実施してきた。

また、平成15年度から市立小学校1校を小学校英語活動研究指定校に指定し効果的な指導方法に係る調査研究を行っており、小学校における英語科設置も視野に入れた取組を進めている。

平成16年度は、倉敷市で雇用する英語指導助手を2名増員し24名体制とし、そのうち8名を小学校英語活動専任として配置し、各クラス月1，2回の協同授業が実施できるようにしている。すべての市立小学校が年間20時間前後の英語活動を実施する見込みであり、現在「総合的な学習の時間」に位置付けている英語活動は質的に教科的な扱いとなりつつある。

5 構造改革特別区域計画の意義

倉敷市は「ひと、輝くまち 倉敷。」を町づくりの基本理念とし、「国際文化都市」構想に基づいて、姉妹都市をはじめとする国内外の都市間の交流の推進、倉敷を訪れる外国人に優しい環境整備、倉敷市の歴史、芸術、文化を外国に伝える文化交流などのプロジェクトを展開する中で積極的な国際交流に努めてきている。

このような倉敷市を取り巻く状況の中で、国際人として次世代を担い、倉敷市に貢献する人材の育成、すなわち「実践的コミュニケーション能力の基礎を基盤としたより高い英語力」や「異なる文化を持つ人々とも相互理解を深め、お互いの文化や習慣を尊重していこうとする態度」、「郷土倉敷の歴史、芸術、文化を再認識し外国の人に英語で伝える力」を身に付けた児童生徒の育成が重要であると考えている。

倉敷市の「国際文化都市」構想に基づき、郷土に根ざした国際人として社会貢献できる人材育成を図るためには、幼稚園や小学校の早い段階から英語を通して外国人と触れ合うことで外国や異文化への興味・関心を喚起し、小・中学校が連携して英語教育を推進していくことが効果的であると考え。そこで、幼稚園から中学校卒業まで

の11年間を3つの段階に分け、それぞれの発達段階に応じて目標を設定するとともに次の取組を行う。

【第1段階】幼稚園から小学校第2学年の4年間

目標： 英語による歌や言葉遊び、ゲーム等のふれあい活動等を通して、国際理解の基礎を培う。

取組： 「くらしきグローバルフレンドシップ事業」の実施

地域に在住している外国人又は外国に長年在住し帰国した地域の人を招き、英語による歌や言葉遊び、ゲームなどのふれあい活動を通して、外国や英語への興味・関心を育て、親しみを持って外国人にかかわっていくことができるようするなど、国際理解の基礎を培う。

【第2段階】小学校第3学年から第6学年の4年間

目標： 聞いたり話したりする活動を中心とした英語活動を通して身近な暮らしにかかわる基本的な会話表現を身に付けさせ、異文化コミュニケーションの基礎の基礎を培う。

取組： 第3学年から第6学年の教育課程に教科「英語科」の新設

各学年では45分の単位時間で、第3学年から第4学年では年間20時間、第5学年から第6学年では年間35時間の授業時数を実施する。(平成19年度全校実施)

倉敷市小学校英語科カリキュラムの作成

倉敷市小学校英語科カリキュラムに基づき、系統的な指導計画のもと学級担任が授業を行い、1クラス月平均2時間程度ネイティブスピーカーの英語指導助手と協同授業も行う。(平成19年度全校実施)

児童英検(財団法人日本英語検定協会主催)への受検促進

倉敷市立小学校を児童英検(財団法人日本英語検定協会主催)の「グループ会場」として設定し、児童が当英語検定を受験しやすい環境を整え、児童の英語学習に対する意欲を高める契機とする。

【第3段階】中学校の3年間

目標： 聞いたり話したりする学習内容をさらに充実することにより、身近な事柄について自分の考えを伝えることができるようにし、実践的コミュニケーション能力の育成を図る。

取組： 英語科の授業時数の拡充

英語科の授業時間数を全学年年間105時間から140時間に拡充し、授業内容の充実を図る。

英語による郷土倉敷の発信

各学年の選択英語の学習内容に工夫を凝らして、郷土倉敷の歴史や文化を再認識し英語で発信できるようにする。

ネイティブスピーカーの非常勤講師による授業の充実

臨時免許状を有するネイティブスピーカーを非常勤講師として雇用し、各クラス週1時間程度、教科担任として単独で英会話を中心とした授業を行ったり日本人英語教師と協同で授業を行ったりする。(平成19年度全校実施)

平成17年度から臨時免許状を有するネイティブスピーカーを非常勤講師として数名雇用し、平成18年度にはさらに雇用を増やす。平成19年度にはすべての市立中学校に臨時免許状を有するネイティブスピーカーを配置し、英会話を中心とした授業を実施する。

英語検定への受検促進

倉敷市立中学校を英語検定(財団法人日本英語検定協会主催)の「準会場」として設定し、生徒が当英語検定を受験しやすい環境を整え、生徒の英語学習に対する意欲と英会話力を高める契機とする。

本計画を実施することで、中学校を卒業した段階で、英語による実践的コミュニケーション能力を身に付け、異なる文化をもった人々と相互理解を深めながらお互いを尊重し合い、訪れる外国人に郷土倉敷の歴史、芸術、文化を英語で伝えるなど、「国際文化都市」を形成する市民の一員として国際性の涵養が図られ、将来様々な経済活動等の分野で社会貢献できるようになると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

「ひと、輝くまち 倉敷。」再生計画4(2)口の記述と同じ。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

「ひと、輝くまち 倉敷。」再生計画5口の記述と同じ。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(特別措置番号:802)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)「くらしきグローバルフレンドシップ事業」

地域に在住している外国人又は外国に長年在住し帰国した地域の人等を招き、園児・児童に発達段階に応じて英語による歌や言葉遊び、ゲームなどのふれあい活動を通して、外国や英語への興味・関心を育て、親しみを持って外国人にかかわって

いくことができるようするなど、国際理解の基礎を培う。

(2) 倉敷市小学校英語科カリキュラム検討委員会（仮称）の開催

平成19年度にすべての倉敷市立小学校で「英語科」を設置し、系統的な指導計画のもと英語教育を行っていくため、学識経験者や学校関係者等で構成する倉敷市小学校英語科カリキュラム検討委員会（仮称）を設置し、倉敷市独自の小学校英語科カリキュラム、評価基準及び指導組織体制・指導方法について小中学校の英語教育の連携を視野に入れながら幅広く調査研究を行う。

(3) 教員及び英語指導助手の指導力向上のための研修事業

教員及び英語指導助手の指導力の向上を図るため、各種研修を継続して実施していくとともに、小学校学級担任、中学校英語科担当教員及び英語指導助手を対象にした効果的な英語指導方法などの研修を行う。構造改革特別区域研究開発校においては、授業を公開し、他校の教員を含めた相互参観を行い、実践的な研修の場としていく。

(4) 倉敷市長杯英語スピーチコンテストの新設

倉敷市の中学校英語教育の一層の充実を図るため、倉敷市長杯英語スピーチコンテストを新設する。英語教育で身に付けた英語表現力を発揮し、身近な事柄や郷土倉敷などについて自分の考えを英語で多くの人に話す機会を用意し、英語学習の動機付けとする。成績優秀者を顕彰することで、他の生徒の英語学習の動機付けとする。

(5) 国際課による英語教育関連事業の充実

倉敷市では、国際課によって様々な国際交流事業を行っている。その中で英語教育に関連する事業としては、「倉敷イングリッシュキャンプ事業」、「クライストチャーチ市学生親善使節事業」、「カンザスシティー市学生親善使節事業」等が挙げられる。それぞれの事業に毎年多くの中高校生が参加をしており、英語を用いて実際に外国人とコミュニケーションを図る場を設定し、大きな成果をあげている。

今後、事業規模の拡大もしくは同様の事業の新設を視野に入れて、これらの事業を継続し、国際理解の浸透と英語教育を推進する。

(6) 英語教育における小中学校の連携

中学校区を単位に小中学校が連携を深めていくために、中学校の英語教師が小学校で授業を行ったり、中学生と小学生がともに英語を学び合ったりする機会を設定する。

(7) 市民を対象にした英会話講座の開催

公民館や市民学習センター主催による社会人対象の英会話教室を今後も一層拡大・充実していく。

別紙

1 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（特別措置番号：802）

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

特区内の倉敷市立小・中学校全校

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日から

4 特定事業の内容

（1）事業に関する主体

倉敷市

（2）事業が行われる区域

倉敷市立小・中学校全校

（3）事業の実施期間

倉敷市立中学校においては、全校で平成17年度から実施する。倉敷市立小学校においては、平成17年度には4校、平成18年度には12校で実施し、平成19年度には全小学校で実施する。平成23年度に事業についての評価・見直しを行う。

（4）事業の内容

実施内容

ア 小学校

- ・ 第3学年から第6学年の教育課程に「英語科」を新設し、各学年では45分の単位時間で、第3学年から第4学年では年間20時間、第5学年から第6学年では年間35時間の授業時数を設定する。（平成19年度全校実施）
- ・ 倉敷市小学校英語科カリキュラムに基づき、系統的な指導計画のもと学級担任が授業を行い、1クラス月平均2時間程度英語指導助手と協同授業も行う。（平成19年度全校実施）

イ 中学校

- ・ 英語科の授業時数を全学年年間105時間から140時間に拡充し、授業内容の充実を図る。
- ・ 臨時免許状を有するネイティブスピーカーを非常勤講師として雇用し、各

クラス週 1 時間程度，教科担任として単独で英会話を中心とした授業を行ったり日本人英語教師と協同で授業を行ったりする。（平成 19 年度全校実施）

- ・ 各学年の選択英語の学習内容に工夫を凝らして，郷土倉敷の歴史や文化を再認識し英語で発信できるようにする。

倉敷市小学校英語科カリキュラム全面実施に係る移行措置

倉敷市小学校英語科カリキュラムの全面実施は，平成 19 年度からとするものとし，平成 17 年度及び 18 年度を移行措置期間とし段階的に教育課程を導入する。そのために，学識経験者や学校関係者等で構成する倉敷市小学校英語科カリキュラム検討委員会（仮称）を設置し，倉敷市独自の小学校英語科カリキュラム，評価基準及び指導組織体制・指導方法について小中学校の英語教育の連携を視野に入れながら幅広く検討を行う。

平成 17 年度は，構造改革特別区域研究開発学校として小学校 4 校を指定し第 3 学年から第 6 学年の教育課程に「英語科」を新設し，第 3 学年から第 4 学年では年間 20 時間，第 5 学年から第 6 学年では年間 35 時間の授業を行う。また，授業を公開して実践的な研修の場としたり，カリキュラム研究や教材開発，指導法について研究したりして，その成果をもとにして倉敷市小学校英語科カリキュラムの改善にも生かす。

平成 18 年度には，構造改革特別区域研究開発学校として小学校 12 校を指定し，平成 19 年度の全校実施に向けて研究を行う。

事業に関連する内容

- ・ 小学校第 1，2 学年においては，地域に在住している外国人又は外国に長年在住し帰国した地域の人を招き，英語による歌や言葉遊び，ゲームなどのふれあい活動を通して，外国や英語への興味・関心を育て国際理解の基礎を培う。
- ・ 学識経験者や学校関係者等で構成する倉敷市小学校英語科カリキュラム検討委員会（仮称）を設置し，倉敷市独自の小学校英語科カリキュラム，評価基準及び指導組織体制・指導方法について小中学校の英語教育の連携を視野に入れながら幅広く検討を行う。
- ・ 倉敷市長杯英語スピーチコンテストを新設して，中学校英語教育の振興を図る。成績優秀者を顕彰することで，他の生徒に英語学習を奨励する。
- ・ 中学校区を単位に小中学校が連携を深めていくために，中学校の英語教師が小学校で授業を提供したり，中学生と小学生がともに英語を学び合ったりする機会を設定する。
- ・ 教員及び英語指導助手の英語指導力の向上を図るため，各種研修を継続して実施していくとともに，小学校学級担任，中学校英語科担当教員及び英語指導助手を対象にした，小中学校における効果的な英語指導方法などの研修を行う。
- ・ 国際課による英語教育に連携する事業の「倉敷イングリッシュキャンプ事業」，「クライストチャーチ市学生親善使節事業」等を継続及び推進していく。

5 当該規制の特別措置の内容

(1) 特例措置の必要性

急速に進展する国際社会の中で、しっかりとした国際感覚と実践的コミュニケーション能力の基礎を身に付けた21世紀を担う人材の育成が求められている。特に、外国人とコミュニケーションを図る際、英語は国際的共通語としての役割を果たすため、英語力の習得は重要である。しかし、従来日本人の多くは英語会話力が不十分であると言われ、文部科学省においても「英語が使える日本人の育成のための戦略構想・行動計画」を策定し、これからの英語教育について改善を進めている。

このような状況の中で、倉敷市においても外国からの訪問客だけではなく、市内に在住して経済活動を行う外国人も増加してきており、外国人と市民が快適に暮らしていける環境整備を含めた町づくりが必要になってきた。平成16年度に、本市は「ひと、輝くまち 倉敷。」を町づくりの基本理念とし、「国際文化都市」構想に基づいて、姉妹都市をはじめとする国内外の都市間の交流の推進、倉敷を訪れる外国人に優しい環境整備、倉敷市の歴史、芸術、文化を外国に伝える文化交流などのプロジェクトを展開する中で積極的な国際交流の町づくりに努めてきている。

このような倉敷市を取り巻く状況の中で、国際人として次世代を担い、倉敷市に貢献する人材の育成、すなわち「実践的コミュニケーション能力の基礎を基盤としたより高い英語力」や「異なる文化を持つ人々とも相互理解を深めていこうとする態度」、「郷土倉敷の歴史、芸術、文化を再認識し外国の人に英語で伝える力」を身に付けた児童生徒の育成が必要である。

倉敷市では、これまでも市立小・中学校に英語指導助手を雇用し、中学校には各クラス月2、3回程度、小学校には各クラス月1、2回程度派遣して協同授業を実施してきた。小学校の英語活動への関心が高まり、授業時数も増加してきている。しかし、現状では、小学校では総合的な学習の時間において国際理解教育の一環としての学習にとどまり、また、中学校においても現在の授業時間数では自分の考えを英語で伝えたり、相手と場面に応じて適切な表現を用いて的確に内容を伝えたりするコミュニケーション活動を行うには十分とは言えない。国際人として次世代を担い、倉敷市に貢献する人材の育成を目指して英語教育を推進していくためには、小中学校で体系的にカリキュラムを編成し英会話に力を入れた内容を実施する必要がある。

したがって、倉敷市の「国際文化都市」構想に基づき、郷土に根ざした国際人として社会貢献できる人材育成を図るためには、小・中学校が連携して英語教育を推進していることが効果的であると考え、小学校第3、4、5、6学年においては教育課程に教科として「英語科」を位置付け、倉敷市としての独自のカリキュラムを作成し、指導方法や教材開発、評価についても研究を進め、小学校での系統的な英語教育の充実を図る必要があると考える。また、中学校においても小学校英語の到達目標と連動して目標を設定し、英語科の内容の充実及び時間数の拡充を行い、ネイティブスピーカーの英語指導助手とのコミュニケーション活動を十分に行うことにより生徒の実践的コミュニケーション能力を育成することが必要であると考え。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小学校

ア 学校教育法施行規則第24条

「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。」に「英語」を加える。

イ 学校教育法施行規則第24条の2に示されている別表第1を次のように改める。

区分	必修教科の授業時数										道徳	特別活動	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語				
第1学年	272	-	114	-	102	68	68	-	90	-	34	34	-	782
第2学年	280	-	155	-	105	70	70	-	90	-	35	35	-	840
第3学年	235	70	150	70	-	60	60	-	90	20	35	35	85	910
第4学年	235	85	150	90	-	60	60	-	90	20	35	35	85	945
第5学年	180	90	150	95	-	50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95	-	50	50	55	90	35	35	35	75	945

ウ 倉敷市小学校英語科カリキュラムに基づいて、目標や内容、内容の取り扱いについて定める。

中学校

学校教育法施行規則第54条に示されている別表第2を次のように改める。

区分	必修教科の授業時数									道徳	特別活動	選択教科等に充てる授業時間数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0-30	35-65	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	35-85	35-85	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	70-165	35-130	980

(3) 要件適合性を認めた根拠

本事業は、文部科学省が策定したこれからの英語教育に大きな改善を求めた「英語が使える日本人の育成のための戦略構想・行動計画」に基づいたものであり、現学習指導要領の「生きる力」につながる確かな学力を身に付けさせる趣旨に沿って実施するものである。学習指導要領に示された教育の最低基準性とも整合性が保たれており、倉敷市が推進してきた英語教育と併せて本事業が推進しようとしている英語教育は、学校教育法第17条、第18条、第35条、第36条に示された小・中学校の目的や目標に合致している。

本事業の目標は、実践的コミュニケーション能力を身に付け、将来国際社会において社会貢献ができる人材の育成である。この目標の達成のために、構造改革特別区域制度を導入することにより、小学校に「英語科」を新設したり、中学校の英語科の授業時数を拡充したりすることは、「学問の自由を尊重し、実生活に即し、自発的精神を養う」という教育基本法第2条、「国際協調の精神を養う」という学校教育法第18条第2項に合致する。

また、現在、倉敷市の小・中学校の総合的な学習の時間において年間20時間程度国際理解についての内容を扱っており、各教科・領域で身に付けた知識や技能を相互に関連付けた学習活動を行うなど、そのねらいを達成している。本計画では総合的な学習の時間を20～35時間削減するが、小学校における「英語科」の新設や中学校における英語科の授業時間数の拡充によっても、異なる文化を持つ人々とも相互理解を深め、お互いの文化や習慣を尊重していこうとする態度や郷土倉敷の歴史、芸術、文化を再認識し外国の人に英語で伝える力を育成するという部分で総合的な学習の時間と軌を一にしており、そのねらいを達成することが可能であり、現行の学習指導要領と比べても問題はない。

このように、本要件は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領が示す教育の目標と合致するものであり、倉敷市の目指す「実践的コミュニケーション能力の基礎を基盤としたより高い英語力」や「異なる文化を持つ人々とも相互理解を深めていこうとする態度」、「郷土倉敷の歴史、芸術、文化を再認識し外国の人に英語で伝える力」を身に付けた児童生徒の育成の実現に向けて、特区として英語教育を推進するために必要であると認める。特区として英語教育を推進する必要があると認める。

(4) 弊害の防止措置の内容

小学校の教科としての英語の導入については、中学校英語の単なる前倒しにならないように小・中学校の連携を図り、児童の英語や外国に対する興味・関心を引き伸ばしながら、中学校においても意欲的に英語学習に取り組めるように年間指導計画の作成や学習内容に工夫を凝らす。

市外からの転校生などの取扱いについては、個々の実態等を十分把握し、個別指導に心掛けるなどの配慮を行う。

(5) 計画初年度の教育課程の内容

小学校

構造改革特別区域研究開発学校として小学校 4 校を指定し，第 3 学年から第 6 学年の教育課程に「英語科」を新設し，第 3 学年から第 4 学年では年間 20 時間，第 5 学年から第 6 学年では年間 35 時間の授業を行う。また，倉敷市小学校英語科カリキュラムに基づき，系統的な指導計画のもと学級担任が授業を行い，1 クラス月平均 2 時間程度英語指導助手と協同授業も行う。

ア 各学年の目標と題材

学 年	目 標	主 な 題 材
第 3 学年	<p>「英語にふれる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歌やリズム遊び，ゲームなどの活動を通して，英語独特の音声やリズムにふれる。 ・ 外国の行事や習慣，歌，遊びなどを体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ，自己紹介 ・ 数，色，学用品，乗り物 ・ 野菜，果物，動物 ・ 体の部位 ・ 家族 ・ ハロウィーン，クリスマス ・ 日本の遊び，外国の遊び
第 4 学年	<p>「英語に親しむ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歌や言葉遊び，ゲームなどを通して，英語の音声やイントネーションに気をつけながらまねる。 ・ 生活や習慣について外国との違いに関心をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ，自己紹介，体調 ・ 月，曜日，天気 ・ 家庭生活に関すること ・ 数，時間，スポーツ ・ 家族，周りの人々 ・ 好きなもの，嫌いなもの ・ 外国の夏休みや年末年始
第 5 学年	<p>「英語に慣れる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な英語表現に慣れ，簡単な英語を聞いて意味を理解し，答えようとする。 ・ 外国と日本の習慣や文化を比較し，違いを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ，体調，家族紹介 ・ 誕生日，序数，時刻，天候 ・ 好きなもの，趣味 ・ 学校生活に関するもの ・ 職業，施設，場所の名前 ・ 動作や状態を表す表現 ・ 外国の言葉，習慣，文化
第 6 学年	<p>「英語を使う」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活場面に応じた英語表現を聞いたり，話したりする。 ・ 身近なことや自分のことを簡単な英語を用いて伝え合う。 ・ 習慣や文化の違いを尊重しながら，コミュニケーションを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ，体調，他者紹介 ・ 季節，月日，時刻，天候 ・ 趣味，旅行，買い物，飲食 ・ 電話，訪問 ・ 社会生活に関すること ・ 職業，施設，場所の名前 ・ 英語劇

イ 評価方法

学習内容に応じて行動観察，ワークシート，自己評価，相互評価などに基づいて評価を行う。

中学校

全中学校において英語科の授業時間数を全学年年間105時間から140時間に拡充する。パイロット校として中学校2校を指定し，臨時免許状を有するネイティブスピーカーを非常勤講師として配置し，各クラス週1時間程度，教科担任として単独で授業を行ったり日本人英語教師と協同で授業を行ったりする。聞いたり話したりする英会話を中心とした活動を通して，実践的コミュニケーション能力の育成を図る。

ア 臨時免許状を有するネイティブスピーカーの非常勤講師による授業における目標と内容

学 年	目 標	主 な 内 容
第1学年	身近な暮らしに関わる英語表現を身に付け，実際の場面に応じて会話ができる。	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問，道案内・ 買い物，食事，パーティ・ 創作スキット・ トピックトーク
第2学年	事実関係を正確に伝えたり，自分の気持ちを伝えるとともに相手の気持ちを理解したりすることができる。	<ul style="list-style-type: none">・ ロールプレイ・ 創作英語劇・ インタビュー・ 課題解決型コミュニケーション活動
第3学年	身近な事柄や郷土倉敷等について，自分の考えを伝えたり，情報発信したりすることができる。	<ul style="list-style-type: none">・ ディベート・ スピーチ・ 英字新聞・ インターネット，E-mail

イ 評価方法

学習内容に応じて行動観察，ワークシート，自己評価，相互評価などに基づいて評価を行い，日本人英語科教員と協議を行い評価・評定に生かす。